

## 鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日（火）第3097号の12



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則（※）

（建築課取扱い） 1

## 規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

## 鹿 児 島 県 規 則 第 16 号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（平成元年鹿児島県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第15条中「により知事が指定する道」を「による知事の指定」に、「際に現に存在する」を「際現に存する」に改め、「もの」の次に「について行うもの」を加える。

第16条を次のように改める。

（道路の指定申請等）

第16条 法第42条第1項第4号に規定する道路の指定を受け、その変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路指定（指定変更、全部（一部）廃止）申請書（別記第15号様式）正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出の必要がないと認めた図書については、当該図書の添付を省略することができる。

(1) 指定に係る道路の計画図

(2) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面（以下「登記所地図」という。）の写し

(3) 法第42条第1項第4号に規定する事業（以下「対象事業」という。）の執行計画を示す図書

(4) 対象事業の執行が決定されたことを示す図書

(5) その他知事が必要と認める図書

2 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受け、その位置を変更し、又はその廃止をしようとする者は、道路位置指定（指定変更、全部（一部）廃止）申請書（別記第15号様式）正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 省令第9条に規定する図面

(2) 誓約書（別記第16号様式）（道路の廃止をしようとする場合を除く。）

(3) 省令第9条に規定する承諾書（別記第17号様式）

(4) 承諾者の印鑑証明書

(5) 不動産登記法による土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(6) 登記所地図の写し

(7) その他知事が必要と認める図書

3 法第42条第2項に規定する道路とみなされる道の指定を受け、その変更をし、又はその廃止をしようとする者は、道路指定（指定変更、全部（一部）廃止）申請書正本及び副本に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が提出の必要がないと

認められた図書については、当該図書の添付を省略することができる。

- (1) 付近見取図
- (2) 登記所地図の写し
- (3) その他知事が必要と認める図書

4 知事は、第1項若しくは前項の規定による申請について、道路の指定、指定の変更若しくは廃止をしたとき又は第2項の規定による申請について、道路の位置の指定、位置の指定の変更若しくは廃止をしたときは、道路（位置）指定（指定変更、全部（一部）廃止）通知書（別記第15号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

5 知事は、第1項若しくは第3項の規定による申請について、道路の指定の変更若しくは廃止をしたとき又は第2項の規定による申請について、道路の位置の指定の変更若しくは廃止をしたときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定の変更又は廃止に係る道路（以下この項において「指定変更等道路」という。）の種類
- (2) 指定の変更又は廃止の年月日
- (3) 指定変更等道路の位置
- (4) 指定変更等道路の延長及び幅員

第17条第1項中「前条」を「前条第2項」に、「（変更を含む。以下この条において同じ。）を受けようとする者は、指定を受けよう」を「を受け、又はその位置の変更をしようとする者は、位置の指定を受け、又は位置の変更をしよう」に改め、同条第3項中「を変更し、又は廃止しよう」を「の位置の変更をし、又はその廃止をしよう」に、「変更」を「道路の位置の変更」に改める。

別記第15号様式<sup>正</sup>中「道路位置指定申請書」を「道路（位置）指定（指定変更、全部（一部）廃止）申請書」に、

<p>建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>鹿児島県知事 殿 申請者氏名 印</p>	<p>※ 手数料欄 鹿児島県収入証紙をはり付けること。なお、消印はしないこと。</p>
---	---

を

<p>建築基準法第42条第 項第 号に規定する道路（の位置）の指定（指定の変更、全部（一部）の廃止）を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島県知事 殿 申請者 住所 氏名 印 〔法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕 電話番号 ( )</p>	<p>※ 手数料欄 鹿児島県収入証紙を貼り付けること（道路の位置の指定、位置の指定の変更又は廃止の場合のみ）。なお、消印はしないこと。</p>
---	---

に、 

着工 平成 年 月 日	完了 平成 年 月 日
-------------	-------------

 を

「 

着工 年 月 日	完了 年 月 日
----------	----------

 に、

「  
 「」を「」に、「」を  
 「」に改める。」

別記第15号様式<sup>副</sup>中「道路位置指定通知書」を「道路（位置）指定（指定変更，全部（一部）廃止）通知書」に，

「  

※ 指 定 通 知 欄	申請の道路は建築基準法第42条第1項第5号の規定により下記のとおり位置の指定をしたので通知します。 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">           指 定 番 号      第                      号            指 定 年 月 日   平 成      年      月      日            鹿 児 島 県 知 事                              印         </div>
----------------------------	---

 」

を

「  

※ 指 定 通 知 欄	建築基準法第42条第 項第 号に規定する道路（の位置）の指定（指定の変更，全部（一部）の廃止）をしたので通知します。 殿（様） <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">           指 定 番 号      第                      号            指 定 年 月 日                      年      月      日            鹿 児 島 県 知 事                              印         </div>
----------------------------	---

 」

に，「  

着工 平成      年      月      日	完了 平成      年      月      日
----------------------------	----------------------------

 」を

「  

着工              年      月      日	完了              年      月      日
---------------------------------	---------------------------------

 」に，

「  

「 <input type="text"/> 」	を	「 <input type="text"/> 」
--------------------------	---	--------------------------

 に改める。」

別記第15号様式の2及び別記第15号様式の3を削る。

附 則

- 1 この規則は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日前に指定された都市計画区域内における建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項本文の道については，改正後の建築基準法施行細則第15条及び第16条第3項の規定は適用せず，改正前の建築基準法施行細則第15条の規定は，なおその効力を有する。